

議提第3号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年3月25日

小松島市議会議長 池 渕 彰 殿

提 出 者	小松島市議会議員	安 平 剛 之
	〃	松 下 大 生
	〃	米 崎 賢 治
	〃	近 藤 純 子
	〃	南 部 透
	〃	津 川 孝 善

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「会議」を「委員会の開催方法」に改め、同条第1項中「大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき」に、「出席者」を「相手」に、「通話」を「通話を」に、「オンライン会議システム」を「オンラインによる方法」に、「を活用した会議」を「で委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

第15条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第15条の2に次の2項を加える。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条ただし書中「（オンライン会議システムによる会議への出席を含む。）」を削る。

第20条第1項ただし書を削る。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第2項中「オンライン会議システムにより」を「オンラインによる方法で」に、「オンライン会議システムにおける」を「オンラインによる方法での」に改める。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、「(以下「公述人」という。)は、」の次に「前述の規定により」を加え、「文書で」を削り、「うち」を「中」に改め、同条第2項中「うち」を「中」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。